

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」の再支給に関するお知らせ

下記の①から③いずれかの対象者に該当し、令和2年12月11日現在で「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付による支給を受けている方ならびに申請中の方へ、この基本給付が再支給されることになりました。対象者により申請の要否が変わってきますので、次の内容をご確認ください。

対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方(令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます)

支給額

1世帯あたり5万円(第2子以降のお子さんがある場合は1人につき3万円が加算されます)

申請要否

対象者	基本給付(再支給)	基本給付(1回目)	追加給付
①	申請は不要です (令和2年12月24日に支給済み)	申請は不要です (令和2年8月31日に支給済み)	申請が必要です (申請は1回のみ) (支給額は一律5万円)
②	申請が必要です (すでに申請している方は不要)	申請が必要です (すでに申請している方は不要)	申請が必要です (申請は1回のみ) (支給額は一律5万円)
③	申請が必要です (すでに申請している方は不要)	申請が必要です (すでに申請している方は不要)	

申請期限はいずれも2月26日(金)です
対象者で申請が必要な方は忘れないようご注意ください

申・問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

福祉保健課

ジェネリック医薬品差額通知書を送付します

ジェネリック医薬品とは、最初に開発された薬(新薬)の特許が切れた後に、同じ有効成分で作られた薬のことです。効果・効能は新薬と同等ですが、開発費が少ないため価格が安くなっています。ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

■通知の対象者

国民健康保険加入者で、ジェネリック医薬品に切り替えたときに1カ月間のお薬代(自己負担額)が200円以上削減できる方

※毎年2月と8月に通知しています。

町では、健康意識の向上と医療費削減のため「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています。
この機会に、ジェネリック医薬品の使用をぜひご検討ください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

3月1日(月)は後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	8期	3月1日(月)	7期	2月1日(月)
国民健康保険税(普通徴収)			7期	2月1日(月)

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

□ 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

□ 口座振替を希望する方は

次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

住民生活課

人権擁護委員をご紹介します

1月1日付けで、戸沢明人さん(一丈木)が、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。任期は令和5年12月31日までの3年間です。いじめや家庭内でのめごと、近所でのトラブルなど、身近なことで困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。



■戸沢明人さん【再任】

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

「ともすけ共済」令和3年度の申し込みを受け付けています

交通災害共済・不慮の災害共済は「ともすけ共済」に名称変更となりました

加入を希望する方は、2月に配布する「ともすけ共済」パンフレット(加入申込書)をご覧いただき、下記の申込先へ直接お申し込みください。

対象者 ●美郷町に住民登録している方
※令和3年4月に小学校へ入学する児童は交通災害共済金の掛金が無料になります。

共済期間 ●4月1日(休)～令和4年3月31日(休)

共済掛金 ●交通災害共済金 年間300円
不慮の災害共済金 年間700円

申込先 ●郵便局、北都銀行、秋田銀行、羽後信用金庫、秋田おばこ農協、秋田ふるさと農協、町住民生活課、六郷出張所、仙南出張所

共済金内容

交通災害共済金

対象:交通災害による通院・入院(1日でも請求可)
傷害:1万5,000円～20万円
死亡:100万円

不慮の災害共済金

対象:不慮の災害による入院のみ(1日でも請求可)
傷害:1万5,000円～11万円
死亡:60万円

申込期間 ●金融機関の加入取扱期間は7月31日(出)までです。なお、町住民生活課、六郷出張所、仙南出張所では通年で加入を受け付けています。

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903